

障がい者や子ども、高齢者等を支える「青森県おもいやり駐車場制度」(パーキング・パーミット制度)

I 制度の概要

(1) 障がい者等の歩行が困難な方、移動の際に配慮が必要な方に利用証を交付し、駐車区画の適正利用を推進する制度。
(罰則規定等はなく、利用証を提示せずに対象駐車区画を利用した者を罰するものではない。)

(2) 車いすを使用しない障がい者等が幅員3.5m以上の車いす使用者用駐車区画を利用し、当該区画を必須とする車いす使用者が駐車できないという問題が発生している状況を踏まえ、新たに車いす使用者用駐車区画とは別に優先駐車区画を設置し、利用者間で差別化する。

(3) 同じ制度を運用している42府県間の相互利用が可能。(北海道・愛知県・東京都を除く。なお、神奈川県はR6.11月から制度開始。)ただし、各府県において利用対象者が異なることから、他府県では対象とならない場合がある。

II 制度の内容

(1) 利用証及び利用できる駐車区画

①利用証の種類

種類	車いす使用者用	障がい者・子ども・高齢者等用
デザイン		

②利用できる駐車区画

種類	車いす使用者用駐車区画	優先駐車区画
概要	車いす使用者が優先的に利用できる幅の広い駐車区画 (幅員 3.5m以上)	幅の広い区画は必要ないものの、歩行が困難、移動の際に配慮が必要な方が優先的に利用できる駐車区画 (幅員 3.5m未満)
区画整備例	<p>3.5m以上</p>	<p>3.5m未満</p>

障がい者や子ども、高齢者等を支える「青森県おもいやり駐車場制度」(パーキング・パーミット制度)

(2) 利用証交付対象者及び申請・交付方法

①利用証交付対象者

区分	細区分	交付対象者	手帳等所持者数	有効期限
身体障がい者	視覚障害	身体障害者手帳所持者	約5.4万人	対象者として要件に該当しなくなるまで
	聴覚障害			
	平衡機能障害			
	肢体不自由			
	脳原性運動機能障害			
	内部障害			
	免疫機能障害			
知的障がい者		愛護手帳所持者	約1.4万人	
精神障がい者		精神保健福祉手帳所持者	約1.2万人	
難病患者		特定医療費(指定難病)受給者	約1.0万人	
		小児慢性特定疾患医療受給者	約0.1万人	
高齢者		要介護(1~5)を受けた方	約6.3万人	
妊産婦		母子手帳所持者	約0.6万人	
子ども		未就学児童	約4.9万人	就学開始年の3/31まで
けが人等		医師の診断により、特別の配慮が必要であると認められる方	-	原則、診断書発行日から最長1年
計			約20万人	

②申請方法等



○申請方法

郵送申請、電子申請 (R7年3月から開始予定)

○申請先 (委託先)

青森県おもいやり駐車場サポートセンター
(一般財団法人 青森県身体障害者福祉協会)

・利用証交付数 (見込み)

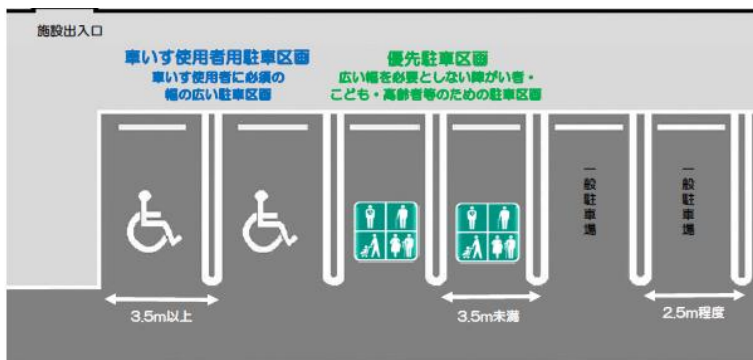
概ね 20,000枚

(参考) 岩手県 累計約
秋田県 累計約

19,000枚
9,000枚

(3) 協力区画

①駐車区画イメージ



三角コーンステッカーイメージ



障がい者や子ども、高齢者等を支える「青森県おもいやり駐車場制度」(パーキング・パーミット制度)

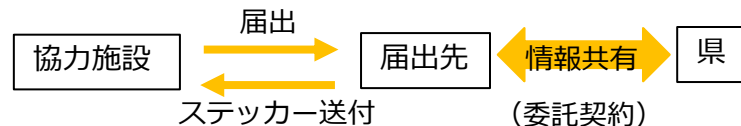
②協力施設の届出

(ア) 協力施設の募集範囲

- 市町村(庁舎、公民館、体育館など)
- 県(庁舎等、体育施設など)
- 大型小売店舗
(ショッピングモール、スーパー、百貨店、量販店、ドラッグストア等)
- 銀行
- 郵便局
- 病院
- 飲食店(ファミリーレストラン等)
- 道の駅
- レジャー施設
- 駅、サービスエリア など

※2024.4.1現在、青森県バリアフリーマップ登録事業所 2,609施設のうち、障がい者用駐車区画設置1,002施設
⇒ 当面の目標数 1,002施設
(参考) 協力施設数 岩手県 511施設、秋田県 691施設

(イ) 協力施設の届出方法



○届出方法

郵送申請、電子申請 (R7年3月から開始予定)

○届出先(委託先)

青森県おもいやり駐車場サポートセンター
(一般財団法人 青森県身体障害者福祉協会)

○その他

青森県バリアフリーマップへ情報を掲載する

③青森県おもいやり駐車場制度環境整備事業補助

○補助対象 優先駐車区画の整備に係る費用

○補助率 2分の1

令和6年度補助金 5,000千円 (25,000円×200区画)